

# 「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」 改訂版(案)の意見照会結果

項目	原文（改訂案）	意見照会		対応方針（案）
		修正案	修正理由	
1. 総則 1.1 適用 範囲（解 説）	図1.1 「 <u>供用期間（設計供用期間）</u> 」	図1.1 「 <u>設計供用期間</u> 」	25/122頁に記載 のとおり、維持 管理計画書の総 論に記載する必 要があるのは、 供用期間ではな く設計供用期間。	《修正案の通り》 「 <u>設計供用期間</u> 」と表 記。
1. 総則 1.2 用語 の定義	本ガイドラインで使用する用語 の定義は次のとおりである。	本ガイドラインで使用する用語 の定義は次のとおりである <u>（五 十音順）</u> 。	必要な用語を素 早く検索するた めには、五十音 順の方が合理的 （ガイドライン に登場する順に 並べても、全て を読まない人 には使いづらい）。	《修正案の通り》 <u>五十音順</u> に表記。
1. 総則 1.2 用語 の定義	・ 維持管理計画 基準省令第4条第1項に規定さ れる維持管理計画等のうち、対 象とする施設を適切に維持す るための考え方や方法等を具体 的に計画書の形式で明示するもの。	・ 維持管理計画 <u>等</u> 基準省令第4条第1項に基づき、 <u>技術基準対象施設を適切に維持 するため、点検診断の時期及び 方法の他、施設の供用期間、維 持管理についての基本的な考え 方、維持補修計画その他につい て定めた計画等のこと。施設を 適切に維持するために定めるこ とを標準的な方法として明示す るものを維持管理計画とし、こ れに準じるその他の適切な方法 を「等」としている。</u> (現行から変更せずに、そのま まとする)	・ 現行版では、 「維持管理計 画」と「等」の それぞれがわか るように記述さ れていたが、改 訂案では「等」 についての解説が 削除されている。 ・ 「等」につい ての解説を残し ておくことで、 当該記述の意図 するものが判読 でき、わかりや すくなるため。	《修正案の通り》 <u>維持管理計画等とし、 現行から変更せず</u> にそ のままとする。

項目	原文（改訂案）	意見照会		対応方針（案）
		修正案	修正理由	
1. 総則 1.2 用語 の定義	・維持工事等 施設を良好な状態に保持する ために行う工事。維持工事等の 「等」には、 <b>施設の性能の向上</b> 又は性能回復若しくは維持を目的とする工事も含む。	・維持 <b>補修</b> 工事等 施設を良好な状態に保持する ために行う工事。維持 <b>補修</b> 工事 等の「等」には、 <b>施設の耐久性 の向上</b> 又は性能回復若しくは 維持を目的とする工事も含む。 【事務局案】	[要確認] 「性能の向上」 は改良工事に該 当しないか。	《修正案を踏まえ》 「施設の性能の向上」 は「 <b>施設の耐久性の向上</b> 」 表記するとともに <b>維持補修工事等を定義</b>
1. 総則 1.2 用語 の定義	・事後対処 (以下、省略)	・事後 <b>保全</b> (以下、省略) (現行では、「事後保全」) 【事務局案】	新しい用語か。	《修正案を踏まえ》 <b>現行の「事後保全」と</b> 表記。
1. 総則 1.2 用語 の定義	・ <b>港湾管理者等</b> <b>港湾管理者及び民間事業者。</b>	<b>削除</b>	・一つ下の意見 に伴い、当該箇 所の記述は不要 となるため。	《修正案の通り》 「 <b>港湾管理者等</b> 」の <b>定</b> <b>義は削除。</b>
2. 維持管 理計画の 基本（解 説） 他、全般	(3)について その際、点検診断及び維持工 事等は、 <b>港湾管理者等</b> が実施す ることが多いことから、効率的 かつ効果的な維持管理を行うた めには、施設の設置者は <b>港湾管 理者等</b> と十分に協議することが 重要である。 また、維持管理計画を策定後、 定期及び臨時の点検診断による 総合評価を踏まえて維持管理計 画を変更する際には、施設の設 置者と <b>港湾管理者等</b> が協議す ることが必要である。	(3)について その際、点検診断及び維持工 事等は、 <b>施設の管理者（又は単 に「管理者」）</b> が実施すること が多いことから、効率的かつ効 果的な維持管理を行うためには、 施設の設置者は <b>施設の管理者 （又は単に「管理者」）</b> と十分 に協議することが重要である。 また、維持管理計画を策定後、 定期及び臨時の点検診断による 総合評価を踏まえて維持管理計 画を変更する際には、施設の設 置者と <b>施設の管理者（又は単に 「管理者」）</b> が協議することが 必要である。	・民有施設の場合、 「港湾管理 者」は文脈とし て適当ではない ため。 ・公共施設の場合 でも、港湾全 体についての管 理を行う者とし ての「港湾管理 者」ではなく、 個別施設の管理 主体という意味 で「施設の管理 者」が適切であ るため。	《修正案の通り》 「 <b>施設の管理者</b> （又は 単に『管理者』）」と表 記。

項目	原文（改訂案）	意見照会		対応方針（案）
		修正案	修正理由	
2. 維持管理計画の基本（解説）	(4)維持管理計画の策定において専門的知識及び技術又は技能を有する者とは、 <u>技術士（建設部門）、海洋・港湾構造物維持管理士等の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（国土交通省）」の港湾施設の点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格を有する者又は</u> （中略）相当する。	(4)維持管理計画の策定において専門的知識及び技術又は技能を有する者とは、 <u>海洋・港湾構造物維持管理士等の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（国土交通省）」の港湾施設の点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格を有する者、技術士（建設部門）又は</u> （中略）相当する。 【事務局案】	維持管理士を先に書けないか。	《修正案の通り》 「 <u>海洋・港湾構造物維持管理士等の『公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（国土交通省）』の港湾の施設の点検・診断等（維持管理）業務に登録された資格を有する者</u> 」を先に表記。
2. 維持管理計画の基本（解説）	(4)について 維持管理計画の策定において専門的知識及び技術又は技能を有する者とは、技術士（建設部門）、海洋・港湾構造物維持管理士等の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（国土交通省）」の港湾施設の点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格を有する者又はこれと同等の能力を有する者若しくは港湾の施設の建設・改良・維持に関する <u>一定</u> の実務経験年数を有する者が相当する。	(4)について 維持管理計画の策定において専門的知識及び技術又は技能を有する者とは、技術士（建設部門）、海洋・港湾構造物維持管理士等の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿（国土交通省）」の港湾施設の点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格を有する者又はこれと同等の能力を有する者若しくは港湾の施設の建設・改良・維持に関する <u>〇年以上</u> の実務経験年数を有する者が相当する。	具体的実務経験年数が記載されている方が良いのでは。	具体的な年数の表記はせず、 <u>施設の管理者の判断に委ねる</u> 。

項目	原文（改訂案）	意見照会		対応方針（案）
		修正案	修正理由	
4. 維持管理計画策定の手順（解説）	(2)について 維持管理計画の策定にあたっては、次の事項を勘案する。 ・自然環境条件及びその変動の影響、変状の進行状況、利用状況、将来計画等の施設が置かれる諸条件 (以下、省略)	(2)について 維持管理計画の策定にあたっては、次の事項を勘案する。 ・自然環境条件及びその <b>将来的な</b> 変動の影響、変状の進行状況、利用状況、将来計画等の施設が置かれる諸条件 (以下、省略)	気候変動を意図するのであれば、「将来的な」などを加えた方が親切と思われる。	《修正案の通り》 「 <b>将来的な</b> 」を追記。
4. 維持管理計画策定の手順（解説）	表-3.1（重点点検診断施設の設定の考え方） 技術基準対象施設で下記に該当する施設のうち、港湾管理者等が特に重点的な点検診断が必要であると判断する施設	表-3.1（重点点検診断施設の設定の考え方） 技術基準対象施設で下記に該当する施設のうち、港湾管理者等が特に重点的な点検診断が必要であると判断する <b>下記</b> 施設	下記を入れた方が分かりやすい。	「技術基準対象施設で下記に該当する施設」と表記しており、「 <b>下記</b> 」の重複を避ける。
4. 維持管理計画策定の手順（解説）	(3)について 一般に技術基準対象施設は通常点検診断施設に該当すると考えてよいが、（中略）重点点検診断施設として選定 <b>することができる</b> 。	(3)について 一般に技術基準対象施設は通常点検診断施設に該当すると考えてよいが、（中略）重点点検診断施設として選定 <b>してもよい</b> 。	「～施設として選定できる」は、表現が強いと思った。	「することができる」「してもよい」は、「 <b>することができる</b> 」に統一して表記。
5. 維持管理計画の構成と内容 5.1一般（解説）	図5.1 「 <b>供用期間（設計供用期間）</b> 」	図5.1 「 <b>設計供用期間</b> 」	25/122頁に記載のとおり、維持管理計画書の総論に記載する必要があるのは、供用期間ではなく設計供用期間。	《修正案の通り》 「 <b>設計供用期間</b> 」と表記。

項目	原文（改訂案）	意見照会		対応方針（案）
		修正案	修正理由	
5. 維持管理計画の構成と内容 5.2総論（解説）	表5.4 （表中）	表5.4 【「舗装」の行が2つあるので、どちらか一方を削除】	表記ミスと思われる。	《修正案を踏まえ》 下段の「舗装」に関する記述を残し、 <b>上段は削除。</b>
5. 維持管理計画の構成と内容 5.2総論（解説）	8) 初回点検診断結果 新規施設の初回点検診断は、竣工後2年以内に実施することが望ましいが、竣工時の品質検査や出来形検査の結果をもとに初期状態の把握を行うことができる。	8) 初回点検診断結果 新規施設の初回点検診断は、竣工後2年以内に実施することが望ましいが、竣工時の品質検査や出来形検査の結果をもとに初期状態の把握を <u>行ってもよい</u> 。	「竣工後の品質検査や、出来形検査の結果を、初期点検診断結果として活用することも可能である。」という主旨だと思いますが、原文は文章のつながりが少し変なように思った。	《修正案を踏まえ》 「初期状態の把握を行うことができる」を「初期状態を <b>把握することができる</b> 」と表記
5. 維持管理計画の構成と内容 5.2総論（解説）	8) 初回点検診断結果 【詳細調査の例】 ・現地測量等（基準点測量、水準測量、深淺測量等） ・鋼材の肉厚測定（腐食速度の推定） ・ <u>電気防食の電位測定</u> ・ケーソン中詰め空洞化調査（以下、省略）	8) 初回点検診断結果 【詳細調査の例】 ・現地測量等（基準点測量、水準測量、深淺測量等） ・鋼材の肉厚測定（腐食速度の推定） ・ <u>電気防食の電位測定（削除しない）</u> ・ケーソン中詰め空洞化調査（以下、省略）	「詳細点検時には実施しない」とありますが、陽極消耗量調査等と一緒に実施することもあると思いますので、削除しなくてもいいと思った。	《修正案を踏まえ》 「 <b>陽極消耗量調査</b> 」と表記。

項目	原文（改訂案）	意見照会		対応方針（案）
		修正案	修正理由	
5. 維持管理計画の構成と内容 5.4総合評価(解説)	1) 工学的知見・判断に基づく評価 供用期間の延長を行う場合には、詳細定期点検診断の結果等から施設の性能を評価する必要がある。施設の性能を評価する方法については、施設の設置者と港湾管理者等が協議して定めるが、一般に、劣化度及び性能低下度に基づいて評価 <u>することができる</u> 。	1) 工学的知見・判断に基づく評価 供用期間の延長を行う場合には、詳細定期点検診断の結果等から施設の性能を評価する必要がある。施設の性能を評価する方法については、施設の設置者と港湾管理者等が協議して定めるが、一般に、劣化度及び性能低下度に基づいて評価 <u>してもよい</u> 。	「～できる」は、表現が強いと思いました。 (本来は、目視でない評価方法が望ましいので、その意図を残すために、表現はやや弱めの方がよいと思った)	「することができる」「してもよい」は、 <b>「することができる」に統一して表記。</b>
5. 維持管理計画の構成と内容 5.4総合評価(解説)	表5.8 「補修」の内容 ・性能や耐久性を当初レベルまで回復する ・耐久性を当初レベルまで回復する、あるいはそれ以上に向上させる 「補強」の内容 ・性能や耐久性を当初レベル以上に向上させる	表5.8 案①（現行と同じ） 「補修」の内容 ・性能や耐久性を当初レベルまで回復する (2文目を削除) 「補強」の内容 ・性能や耐久性を当初レベル以上に向上させる  案② 「補修」の内容 ・性能を当初レベルまで回復し、 <u>耐久性を当初レベルまで回復する又はそれ以上に向上させる</u> 「補強」の内容 ・性能及び耐久性を当初レベル以上に向上させる	原文では、耐久性を当初レベル以上に向上すると、補修と補強の両方に該当するため、読者が混乱する。案①又は案②のいずれかに修正すれば良いと思われる。  補修の内容を再検討。耐久性の記載が重複している。補修、補強の違いが明確でない。	《修正案を踏まえ》 下記の内容とする。  「補修」の内容 ・性能を当初レベルまで回復する ・耐久性を当初レベルまで回復する、あるいはそれ以上に向上させる  「補強」の内容 ・性能を当初レベル以上に向上させる

項目	原文（改訂案）	意見照会		対応方針（案）
		修正案	修正理由	
5. 維持管理計画の構成と内容 5.5維持補修計画(解説)	1) 維持補修計画の概要 ②維持補修計画の基本的な考え方 維持補修の実施時期の検討には、次の方法がある。 ・劣化予測に基づく検討（例 ・棧橋上部工等） ・耐用年数に基づく検討（例 ・電気防食の犠牲陽極等） （以下、省略）	1) 維持補修計画の概要 ②維持補修計画の基本的な考え方 維持補修の実施時期の検討には、次の方法がある。 ・劣化予測に基づく検討（例 ・棧橋上部工等） ・耐用年数に基づく検討（例 ・電気防食の陽極等） （以下、省略）	・点検診断ガイドラインでは、「陽極」と記載されている。 ・85/122頁では「流電陽極」と記載されている。	《修正案の通り》 「陽極」と表記。
附属資料1 水域施設	1) 工学的知見・判断に基づく評価 供用期間の延長を行う場合には、詳細定期点検診断の結果等から施設の性能を評価する必要がある。施設の性能を評価する方法については、施設の設置者と港湾管理者等が協議して定めるが、一般に、劣化度及び性能低下度に基づいて評価してよい。	1) 工学的知見・判断に基づく評価 供用期間の延長を行う場合には、詳細定期点検診断の結果等から施設の性能を評価する必要がある。施設の性能を評価する方法については、施設の設置者と港湾管理者等が協議して定めるが、一般に、劣化度及び性能低下度に基づいて評価することができる。	ここだけ、「してよい」となっているようです。個人的にはこちらの方がよいと思った。	「することができる」「してもよい」は、 「することができる」 に統一して表記。
附属資料2 外郭施設 ほか	「(8) その他の外郭施設の維持管理計画」を削除	（削除せず、現行のまま残すなど）	これに関する内容（参照箇所の記載）はどこにもなくなってしまうのか。	「(8) その他の外郭施設の維持管理計画」は表2-1 維持管理計画の策定にあたり参考にすることができる資料（外郭施設）に記載されており、重複を避ける
附属資料4 臨港交通 施設	表-4.3 （表中）	表4.3 【「舗装」の行が2つあるので、どちらか一方を削除】	表記ミスと思われる。	《修正案を踏まえ》 下段の「舗装」に関する記述とし、上段は削除。

項目	原文（改訂案）	意見照会		対応方針（案）
		修正案	修正理由	
附属資料4 臨港交通 施設	8) 初回点検診断結果 新規施設の初回点検診断は、竣工後2年以内に実施することが望ましいが、竣工時の品質検査や出来形検査の結果をもとに初期状態の把握を行うことができる。	8) 初回点検診断結果 新規施設の初回点検診断は、竣工後2年以内に実施することが望ましいが、竣工時の品質検査や出来形検査の結果をもとに初期状態の把握を行ってもよい。	31/122 同様、表現は変えた方がよいように思った。	《修正案を踏まえ》 「把握することができる」と表記。
附属資料5 その他施設	(1)適用範囲 本資料は、荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、 <b>旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設</b> 、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地及び広場の維持管理計画書の策定に適用する。	(1)適用範囲 本資料は、荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、 <b>移動式施設（移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）</b> 、 <b>旅客乗降用固定施設</b> 、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地及び広場の維持管理計画の策定に適用する。	港湾法施行令に整合させる。  附属資料5で、技術基準対象施設を網羅するならば、港湾法施行令19条に合わせた記載の方が良い。  なお、附属資料5全般で、移動式荷役機械が脱落している。	《修正案の通り》 港湾法施行令19条に合わせた記載とし、「 <b>移動式施設（移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）</b> 旅客乗降用固定施設」を追記。  なお、 <b>移動式荷役機械に関しては</b> 、別途、別に定める「港湾荷役機械の維持管理計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局、平成28年3月）」を参考にすることができることを記載する。